



第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

指標(数値目標)は中期目標案と同じ

(1) 高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

- ① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報〔分かりやすい各種給付金のリーフレット等の作成・配布、説明会の開催。〕
- ② 効率的な給付金支給業務の運営〔適正な進捗管理による事務処理の効率化、担当者会議の開催等による窓口担当職員の能力向上。〕
- ③ 適正な支給業務の実施〔実地確認等による不正受給防止対策、担当者会議や労働局との情報交換等による適正な支給事務の実施。〕

(2) 高齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

- ① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施
〔65歳超雇用推進プランナーを新規配置。65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げ等に係る具体的な制度改善提案の実施。事業主支援ツールの開発、プランナー等に対する研修の実施等によるサービスの質の向上。産業別ガイドラインの策定・普及。〕
- ② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等
〔シンポジウム等の啓発活動の実施。マニュアルの充実。事例情報提供システムの強化等による高齢者雇用の好事例の効果的活用の促進。〕

2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項

指標(数値目標)は中期目標案と同じ

(1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援

- ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーションの実施
〔他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする障害者(精神・発達・高次脳機能障害者)に対する専門的支援(職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援、精神障害者総合雇用支援等)を重点的に実施し、就職、職場定着、復職を促進。〕
- ② 障害者の雇用管理に関する支援の実施
〔地域センターにおいて、事業主のニーズに応じた支援内容の積極的な提案などにより的確な支援を実施し、障害者の就職・職場適応を促進。民間企業の障害者雇用管理の経験者等の人材情報を登録し、当該経験者等による実務的な助言・援助を行う体制を新たに整備。〕

(2) 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

- ① 地域の関係機関に対する助言・援助等の実施〔障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等地域の関係機関に対する助言・援助の積極的な実施、実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成・提供及び実務的研修の実施。〕
- ② 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成〔障害者職業カウンセラーの養成・研修の実施。職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成・研修の体系の見直し及び受講機会の拡充(大都市圏での研修受講機会の拡充。研修修了者に対するサポート研修を新設。)。障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者及び医療・福祉等の分野での職業リハビリテーション実務者を対象とした研修の実施。〕

(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進

- ① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施
〔発達・精神障害等に関する先駆的な研究、現場の課題解決に資する研究等の実施。〕
- ② 職業リハビリテーションに係る技法等の開発〔障害特性及び事業主のニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発・改良〕
- ③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用
〔研究発表会、学会等での発表、各種研修での講義、インターネット等での情報提供、マニュアル・ツール等の作成。〕
- ④ 企業に対する実践的手法の開発・提供
〔事業主に対する障害者の職域拡大・雇用管理に係る実践的手法の開発・提供。障害者雇用事例の提供の充実〕

3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

指標(数値目標)は中期目標案と同じ

(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

〔パンフレットの配布・事業主説明会の開催や、厳正な審査・調査の実施により、障害者雇用率の引上げによって障害者雇用納付金の納付対象事業主・納付額の増加が見込まれる中で、引き続き高い収納率を維持。〕

(2) 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

- ① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報等〔分かりやすい各種助成金のパンフレット等の作成・配布、説明会の開催。〕
- ② 効率的な助成金支給業務の実施〔適正な進捗管理による事務処理の効率化、担当者会議の開催等による窓口担当職員の能力向上。〕
- ③ 適正な支給業務の実施〔現地調査等による不正受給防止対策、担当者会議や労働局との情報交換等による適正な支給事務の実施。〕

(3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発、障害者技能競技大会(アビリンピック)等

- ① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等〔障害者職業生活相談員資格認定講習、就労支援機器の普及、啓発事業の実施〕
- ② 障害者技能競技大会(アビリンピック)〔全国アビリンピック及び各都道府県における地方アビリンピックを開催(産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化等を実施。)。〕

4 職業能力開発関係業務に関する事項

指標(数値目標)は中期目標案と同じ

(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施

- ① IoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースを実施。
- ② 訓練開始時からキャリアコンサルティング等の就職支援を積極的に行い、訓練受講者の就職率の向上や就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。
- ③ 女性が受講しやすい職業訓練コースの充実や託児施設を活用した託児サービスの提供等により受講環境の整備を推進。
- ④ 非正規雇用労働者の特性に応じた実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる訓練や日本版デュアルシステムを実施。

(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施

- ① 第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの開発、見直し。特に、ロボット技術(IoTやビッグデータ等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成する訓練コースを実施。
- ② 的確な就職支援等により、引き続き高い就職実績を確保し、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組む。
- ③ 共同研究等を通じた産学連携や他大学等関係機関との連携強化を推進する等、地域に開かれた施設運営の実施。
- ④ 効果的な広報の実施等により、定員の充足に取り組む。

(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施

- ① ものづくり分野におけるIoT技術等を活用することを目的とした訓練コースを開発。
- ② 中小企業等で中核的な役割を果たしている人材を対象に、高付加価値化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる訓練を実施。
- ③ 訓練コースの受講を指示した事業主等に、受講者が習得した能力の職場での活用状況等に関する確認・評価を実施。
- ④ 中小企業等の生産性向上に必要な生産管理・品質管理等に関する知識等を習得させる訓練を民間機関等を活用して実施。
- ⑤ 中小企業等の生産現場等で働く者向けの基礎的ITリテラシーを習得するための訓練カリキュラムを新たに開発し、民間機関等を活用して実施。
- ⑥ 事業主等からの求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練に関するノウハウ・情報の提供等の実施。

(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際連携・協力の推進等

指標(数値目標)は中期目標案と同じ

- ① 職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保。
- ② 指導員の技能向上を図る研修(スキルアップ訓練)のコース内容・実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA(政府開発援助)事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上の推進に努める。
- ③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努める。
- ④ 効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供。
- ⑤ 国、関係機関(JICA)等の委託等を受け、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施。
- ⑥ 産業界のニーズや官民の役割分担を踏まえた訓練コースを設定するとともに、PDCAサイクルを実践し、効果的な職業訓練を実施。HW等と連携し、定員充足率の向上に努め、充足率が低調なものは訓練内容・定員の見直し、訓練コースの廃止等を実施。
- ⑦ 地域訓練協議会を活用し、都道府県や労使団体、教育機関等と連携し、地域のニーズを踏まえた職業訓練の質の向上に努める。
- ⑧ 運営委員会、地方運営協議会を開催し、職業能力開発業務の円滑な運営、関係機関等との連携を図る。
- ⑨ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等に協力。

5 障害者職業能力開発業務に関する事項

指標(数値目標)は中期目標案と同じ

- (1) 精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者(特別支援障害者)の重点的な受け入れ。
- (2) 障害者の職域拡大を念頭に置いたより就職に結びつく職業訓練の実施。利用者・求人ニーズ等を踏まえた指導技法等の開発、訓練カリキュラムの見直し等。特別支援障害者について企業内訓練と就業継続のための技術的支援の一体的実施による先導的職業訓練の実施。
- (3) 訓練修了者のうち就職希望者について、就職率の向上に努める。
- (4) 他の障害者職業能力開発校・一般の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等を支援。
- (5) 障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上。

6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

法律に基づく職業訓練の認定業務における的確な審査の実施。訓練コース設定や就職支援等についての助言・指導の実施。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 効率的な業務実施体制の確立
〔一億総活躍社会の実現、働き方改革に対応した業務の充実・強化などに見合った効率的な実施体制となるよう必要な見直し。〕
- 2 業務運営の効率化に伴う経費削減〔一般管理費・業務経費(新規に追加される業務、拡充業務分等を除く)の節減、人件費抑制。〕
- 3 給与水準の適正化〔国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、必要な措置を講ずる。〕
- 4 契約の適正化〔原則として一般競争入札等によること等により、契約の適正化を推進。〕
- 5 保有資産の見直し〔保有する資産については、その必要性について不断の見直しを実施。〕
- 6 インフラ長寿命化の推進〔インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、施設の効率的な維持管理を実施。〕
- 7 事業の費用対効果〔事業の実施費用や効果を比較・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。〕
- 8 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上
〔労使団体、学識経験者、地方公共団体等から意見を聞く場を設定。利用者のアンケート調査等により業務の見直し等に適切にフィードバック。〕
- 9 内部統制の充実・強化〔各種会議、研修等を通じた認識の共有。内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証し、見直し。〕
- 10 情報セキュリティの強化〔サイバー攻撃への防御力、対応能力強化のためのハード・ソフト両面での不断の見直し。研修等の実施。〕
- 11 職員の適正な労働条件の確保〔職員の労働条件について労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意。〕
- 12 既往の閣議決定等への対応〔既往の閣議決定等の政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施。〕

第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画
- 4 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用〔銀行等の健全性に配慮した運用を行うなど、適正にその運用及び管理を実施。〕
- 5 雇用促進住宅の廃止〔平成33年度までに全ての譲渡及び廃止を完了。譲渡により生じた収入については国庫納付する。〕

第4 短期借入金の限度額〔18,000百万円(P)〕

第5 財産の処分等に関する計画〔不要財産については売却等の手続きを行い、国庫納付に努める。〕

第6 剰余金の使途〔機構が実施する各種業務の充実〕

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画〔効果的・効率的な業務運営のための必要な人材の確保、適正配置、研修の充実による専門性及び意識の向上。〕
- 2 施設・設備に関する計画〔効果的かつ効率的な業務遂行のため、施設の老朽化等を勘案した計画的な施設・設備の整備、改修等。〕
- 3 積立金の処分に関する事項〔宿舎等勘定の前中期目標期間繰越積立金は、宿舎等業務に充てる。〕